

雇用契約書兼労働条件通知書

警備業向けサンプル 令和7年改正対応版

山田社会保険労務士事務所

宛先（乙）： 殿
契約日： 年 月 日 更新日： 年 月 日

【労働契約】

契約期間

期間の定めなし 期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）

【試用期間】 あり（採用日から ヶ月間） なし

【試用期間中の取扱い】

試用期間中も地域別最低賃金以上の賃金を支払い、法定割増賃金率を適用する。試用期間開始後14日以内に解雇する場合は予告期間不要（14日経過後は労基法第20条の解雇予告手続きが必要）。

区分

正社員 契約社員 パート・アルバイト

更新の有無

自動的に更新する 更新する場合がある 更新しない

更新の判断基準

- 契約期間満了時の業務量・要員充足状態・業務内容の転換・廃止等の状況
- 従事する業務の進捗状況
- 執務態度・能力・成績・勤怠・健康状態・会社業績・経営状況
- 業務遂行の不履行等の発生状況
- 就業規則・会社規律違反・不適格事由・解雇懲戒に準ずる事案の発生状況
- その他個別に定めた更新条件・上記に準ずる事項

更新上限・無期転換

上限なし 上限あり（更新 ○回まで / 通算契約期間 ○年まで）

【更新上限の設定理由】（「上限あり」を選択した場合は必ず記載）

定年後再雇用（定年退職後の継続雇用契約）

その他（ ）

【無期転換申込権について】（労働契約法第18条）

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期雇用）に転換します。申込権が発生した場合、会社は拒絶できません。

【就業場所・業務内容】

就業の場所

【雇入れ直後】

【変更の範囲】 会社が受注する警備業務の委託先全般（顧客先の変更を含む）。ただし転居を伴う異動の場合は別途協議とする。

業務内容

【雇入れ直後】

【変更の範囲】 会社が命じる警備関連業務全般

警備業務種別

- 1号業務（施設警備） 2号業務（交通誘導・雑踏警備）
 3号業務（核燃料物質等危険物運搬） 4号業務（身辺警護）
 機械警備業務（警備業法第2条第5項）

【就業時間・休日】

就業時間（変形労働）

【適用制度】 通常労働時間制 1ヶ月単位の変形労働時間制（毎月1日起算）

時間)	<p>→ 変形制採用の場合、所定労働時間は毎月の勤務予定表による</p> <p>日勤区分： 時 分 ～ 時 分 (実働 時間 分)</p> <p>夜勤区分： 時 分 ～ 時 分 (実働 時間 分)</p>															
所定時間外 労働の有無	<p><input type="checkbox"/> あり (36 協定の範囲内) <input type="checkbox"/> なし</p> <p>※時間外・休日・深夜の割増賃金率は下記「割増賃金率」欄参照</p>															
休憩時間	<p>日勤区分： 時 分 ～ 時 分 (計 分)</p> <p>夜勤区分： 時 分 ～ 時 分 (計 分)</p>															
仮眠時間 (夜勤時)	<p><input type="checkbox"/> あり： 時 分 ～ 時 分 (計 時間) <input type="checkbox"/> なし</p> <p>【取扱い】</p> <p>仮眠時間は労働から完全に解放された休息時間とし、賃金は支給しない。ただし緊急対応等のため仮眠中に業務に従事した場合は、その時間を 1 分単位で労働時間として扱い、別途割増賃金を支払う (上司への即時報告を要する)。</p> <p>※仮眠時間の労働時間性は就労実態により判断される場合がある。仮眠中の緊急対応が常態化している場合は別途協議のうえ対応を定めること。</p>															
休日・休暇	<p>所定休日：勤務予定表による</p> <p>法定休日：毎週 曜日 (または 4 週 4 日の法定休日：毎月 1 日を起算日とする 4 週間の最後 4 日)</p> <p>年次有給休暇：入社 6 ヶ月後 10 日付与 (以降、勤続年数に応じて増加)</p> <p>特別休暇：慶弔休暇・生理休暇・裁判員休暇等 (就業規則第 36 条による)</p>															
【賃 金】																
基本給	<p><input type="checkbox"/> 月給 円 <input type="checkbox"/> 日給 円 <input type="checkbox"/> 時給 円</p>															
夜勤基本給 (深夜組込の場合)	<p>夜勤時の基本給： 円 (当該勤務 1 回当たり)</p> <p>【深夜割増の組み込み明示 (労基法第 37 条)】</p> <p>上記夜勤基本給には、深夜労働 (午後 10 時～午前 5 時) に対する割増賃金として下記時間帯・金額を含む。</p> <p>対象時間帯：午後 時 ～ 午前 時 (計 時間)</p> <p>組込額 (割増分のみ)： 円 = 基礎賃金単価 円 × 0.25 × 時間</p> <p style="text-align: center;">基礎賃金単価の算出根拠：月給 ÷ 1 年間における 1 ヶ月の平均所定労働時間</p> <p>※組込額は実際の深夜労働時間に変動があった場合は差額精算する。</p>															
諸 手 当	<p><input type="checkbox"/> 業務手当： 円 / 月 <input type="checkbox"/> 通勤手当：実費 (上限 円 / 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜手当 (夜勤と別払の場合)： 円 / 日</p> <p><input type="checkbox"/> 資格手当： 円 / 月 <input type="checkbox"/> 役職手当： 円 / 月</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()： 円 / 月</p>															
割増賃金率	<p>(法定割増賃金率。就業規則に別段の定めがある場合は就業規則による)</p> <table border="1" data-bbox="400 1843 1477 2096"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割増率</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定時間外労働 (月 60 時間以内)</td> <td>25%以上</td> <td>労基法第 37 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>法定時間外労働 (月 60 時間超)</td> <td>50%以上</td> <td>労基法第 37 条第 1 項但書</td> </tr> <tr> <td>法定休日労働</td> <td>35%以上</td> <td>労基法第 37 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>深夜労働のみ (午後 10 時～午前 5 時)</td> <td>25%以上</td> <td>労基法第 37 条第 4 項</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割増率	根拠条文	法定時間外労働 (月 60 時間以内)	25%以上	労基法第 37 条第 1 項	法定時間外労働 (月 60 時間超)	50%以上	労基法第 37 条第 1 項但書	法定休日労働	35%以上	労基法第 37 条第 1 項	深夜労働のみ (午後 10 時～午前 5 時)	25%以上	労基法第 37 条第 4 項
区 分	割増率	根拠条文														
法定時間外労働 (月 60 時間以内)	25%以上	労基法第 37 条第 1 項														
法定時間外労働 (月 60 時間超)	50%以上	労基法第 37 条第 1 項但書														
法定休日労働	35%以上	労基法第 37 条第 1 項														
深夜労働のみ (午後 10 時～午前 5 時)	25%以上	労基法第 37 条第 4 項														

	法定時間外 + 深夜の重複	50%以上 (25+25)	上記の合算
	法定休日 + 深夜の重複	60%以上 (35+25)	上記の合算
教育研修時賃金	会社が受講を命じた研修（警備業法上の新任・現任教育を含む）の時間に対する賃金： 地域別最低賃金の時間額を支給（所定時間外・休日・深夜に実施する場合は所定の割増賃金を加算）		
賃金締切日	毎月 日締め		
賃金支払日	翌月 日払い（支払日が休日の場合はその前日）		
賃金からの控除	<input type="checkbox"/> 健康保険料 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険料 <input type="checkbox"/> 雇用保険料 <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
加入保険	<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 労災保険		
【その他の事項】			
解雇・退職・懲戒・ サービス規律	就業規則の定めによる（規則は事業所に備え置き、随時閲覧可能とする）		
連続勤務上限・勤務 間インターバル	【先行規定】 連続勤務は最大 13 日を上限とする（14 日以上の連続勤務は禁止）。 勤務終了から次の勤務開始まで原則 11 時間以上の休息時間を確保する。		
その他	この契約書に定めのない事項については、就業規則・賃金規程および労働基準法その他の法令による。		

上記条件で雇用契約を締結する。本契約書は甲乙各 1 部ずつ作成し各々保管する。

(甲) 使用者	事業所所在地： 名 称： 使用者職氏名：	(印)
(乙) 労働者	住 所： 氏 名：	(印)

※本サンプルは参考資料です。実際の運用前に必ず専門家による個別確認・カスタマイズが必要です。